

「香川県 ICT 活用工事（法面工） 試行要領」 Q & A

Q 1 要領第2条の施工プロセスの一部の段階に ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT 活用工事に該当しますか。

また、施工者希望型による ICT 活用工事の対象工事になっていますが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 施工者希望型の場合、試行要領第6条に定める、一部の段階において ICT 施工技術を活用する場合は、ICT 活用工事に該当します。実施した施工プロセスについては、積算要領に基づき、変更契約時に必要経費を計上します。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に関する必要な経費を計上していることから、①②④⑤※の施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。
※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工（法面工は対象外（従来工法による施工とする）。）、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

Q 3 要領第7条「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 3 四国地方整備局 i-Construction 推進本部のウェブサイト「ICT 施工関連の基準類」を参考にしてください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/kijun.html>

Q 4 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 4 ICT 活用工事（法面工）の施工管理手法は、従前行ってきた法面工の施工管理手法と異なります。

よって、受注者が 3次元出来形管理による施工管理を実施する場合は、従前行ってきた法面工の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとします。

Q 5 要領第6条施工者希望型のうち一部の段階において ICT 施工技術を活用する2)「受注者自らが実施（内製化）」とは、具体的にどこまでの内容が認められますか。

A 5 受注者は、3次元設計データ作成を外注せず、工事に直接的かつ恒常的な雇用関係の

ある者により実施することとします。ただし、外部からの指導員の受入れ（費用は受注者負担）については差し支えない。

また、3次元設計データ作成については、検査対象とはなりません。